附則第八項中「海外展開専門官のうち一人」を「輸入規制対策専門官」に改め、「海岸林復旧指導官」の下に「、海岸林造成推進官」を加え、「操業指導調整官」を「漁業復興推進官及び操業指導調整官」に改め、同項を附則第七項とする。

附則に次の三項を加える。

8　第三十二条第一項の生産専門官のうち一人及び第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

9　第二百八条第二項の福島復旧復興対策官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

10　第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）を実施するため、農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　農林水産大臣　林　芳正

農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第二十三条の二第四項」を「第二十四条第四項」に改める。

第二十五条の二中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）を取得し」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　経営所得安定対策交付金

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にこの省令による改正前の農業経営基盤強化促進法施行規則第二十五条の二第三号に掲げる交付金の交付を受けた同条に規定する認定農業者に対するこの省令による改正後の農業経営基盤強化促進法施行規則第二十五条の二の規定の適用については、当該交付金を同条第三号に掲げる交付金とみなす。

○農林水産省令第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百三十六条の三の規定に基づき、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　農林水産大臣　林　芳正

土地改良法施行規則の一部を改正する省令

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九十二条の四第一項第一号中「復旧関連事業」の下に「及び福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八条第一項又は第三項の規定により国が行うもの」を加える。

附　則

この省令は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○農林水産省令第四十一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）第二十七条第二項及び第四十七条第二項の規定に基づき、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　農林水産大臣　林　芳正

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条及び第四十七条中「農業者戸別所得補償交付金」を「経営所得安定対策交付金」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十四号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五十五条の二」を「第二百五十五条の二―第二百五十五条の三」に、「第二百五十五条の三」を「第二百五十五条の四」に改める。

第五条第四項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一　公文書類の接受及び発送に関すること（書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物に関するものに限る。）。

第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二の次に次の一条を加える。

（南西アジア室）

第十四条の三　アジア大洋州課に、南西アジア室を置く。

2　南西アジア室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　南西アジア諸国との通商に関する協定又は取決めの実施に関すること。

二　前号に掲げる地域について通商に関し調査すること。

三　第一号に掲げる地域からの外国公館との連絡に関すること。

四　第一号に掲げる地域との間の通商使節及びこれに類するもののあっせんに関すること。

3　南西アジア室に、室長を置く。

第十七条の見出しを「（財務室及び経理審査官）」に改め、同条第一項中「企画・国際室及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第二百三十五条中第二十一号を第二十二号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）の施行に関すること。

第二百五十五条の四を第二百五十五条の五とする。

第二百五十五条の三の見出し中「鉱業管理官」の下に「及び地熱資源開発官」を加え、同条第一項中「鉱業管理官一人」の下に「及び地熱資源開発官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

3　地熱資源開発官は、命を受けて、地熱資源の開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

第二百五十五条の三を第二百五十五条の四とする。